

# 第2回 議会報告会

《次第》

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 班員紹介
- 4 報告事項
  - (1) 平成25年第1回定例会の審議内容
  - (2) 平成25年第2・3回臨時会の審議内容
- 5 質疑応答
- 6 意見交換会  
市議会に対する意見について
- 7 閉会

【小山市議会】

【議会報告会日程表】

日 時		会 場	担当班
5月20日(月)	19:00~21:00	小 山 東 出 張 所	第1班
	19:00~21:00	絹 公 民 館	第2班
5月21日(火)	18:30~20:30	城南市民交流センター	第3班
	19:00~21:00	豊 田 公 民 館	第2班
5月22日(水)	19:00~21:00	間々田市民交流センター	第3班
	19:00~21:00	桑 公 民 館	第1班

【議会報告会班構成】

班	班長	班員（議席順）		
1班	大山 典男	大木 元	植村 一	篠崎 佳之
		森田 晃吉	中屋 大	荒川美代子
		小川 亘	石川 正雄	生井 貞夫
2班	山口 忠保	福田 幸平	野原 勇一	刈部 勉
		小林 英恵	岡田 裕	安藤 良子
		山野井 孝	塚原 俊夫	角田 良博
3班	石島 政己	大木 英憲	荒井 覚	橋本 守行
		福田 洋一	大出 ハマ	青木美智子
		関 良平		

\*\*\* 目 次 \*\*\*

◆報告事項

(1) 平成25年第1回市議会定例会の審議内容

概要、提出議案及び議決結果	1
議案第1号 平成25年度小山市一般会計予算	3
議案第35号 小山市国民健康保険税条例の一部改正について	9
議案第41号 小山市水道事業給水条例の一部改正について	9
議第1号 小山市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について	10
議第2号 小山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正について	10

(2) 平成25年第2・3回市議会臨時会の審議内容

◆意見交換会

市議会に対する意見について

## ◆報告事項

### (1)平成 25 年第 1 回市議会定例会の審議内容

#### 《平成25年第1回市議会定例会の概要》

平成25年第1回定例会は2月20日から3月18日までの27日間の会期で開催されました。本議会初日には48議案が上程され、3議案を即決し、45議案を各常任委員会、予算審査特別委員会の付託審査としました。また、議員提出議案が2議案上程され、即決されました。3月1日から8日にかけて各委員会を開催し、最終日の18日に各委員長報告及び採決を行い、45議案を原案可決。さらに最終日に3議案と議員提出議案2議案が追加上程され、これらも原案通り可決されました。

#### 提出議案及び議決結果

議案番号	議案名	結果
議案第1号	平成25年度小山市一般会計予算	可決
議案第2号	平成25年度小山市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	可決
議案第3号	平成25年度小山市介護保険特別会計予算	可決
議案第4号	平成25年度小山市後期高齢者医療特別会計予算	可決
議案第5号	平成25年度小山市病院事業債管理事業特別会計予算	可決
議案第6号	平成25年度小山市墓園やすらぎの森事業特別会計予算	可決
議案第7号	平成25年度小山市与良川水系湛水防除事業特別会計予算	可決
議案第8号	平成25年度小山市農業集落排水処理事業特別会計予算	可決
議案第9号	平成25年度小山市小山第四工業団地造成事業特別会計予算	可決
議案第10号	平成25年度小山市公共用地先行取得事業特別会計予算	可決
議案第11号	平成25年度小山市公共下水道事業特別会計予算	可決
議案第12号	平成25年度小山市水道事業会計予算	可決
議案第13号	平成24年度小山市一般会計補正予算（第4号）	可決
議案第14号	平成24年度小山市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	可決
議案第15号	平成24年度小山市介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決
議案第16号	平成24年度小山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	可決
議案第17号	平成24年度小山市農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）	可決
議案第18号	平成24年度小山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	可決
議案第19号	平成24年度小山市病院事業会計補正予算（第2号）	可決
議案第20号	小山市介護保険指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	可決
議案第21号	小山市介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	可決
議案第22号	小山市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	可決
議案第23号	小山市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について	可決

議案第 24 号	小山市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な市が管理する市道の構造に関する基準を定める条例の制定について	可決
議案第 25 号	小山市高齢者、障がい者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	可決
議案第 26 号	小山市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	可決
議案第 27 号	小山市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	可決
議案第 28 号	小山市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について	可決
議案第 29 号	小山市事務分掌条例等の一部改正について	可決
議案第 30 号	小山市職員定数条例の一部改正について	可決
議案第 31 号	証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について	可決
議案第 32 号	小山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について	可決
議案第 33 号	小山市特別会計条例の一部改正について	可決
議案第 34 号	小山市税条例の一部改正について	可決
議案第 35 号	小山市国民健康保険税条例の一部改正について	可決
議案第 36 号	小山市手数料条例の一部改正について	可決
議案第 37 号	小山市保育所条例の一部改正について	可決
議案第 38 号	小山市都市公園条例の一部改正について	可決
議案第 39 号	小山市下水道条例の一部改正について	可決
議案第 40 号	小山市営住宅条例の一部改正について	可決
議案第 41 号	小山市水道事業給水条例の一部改正について	可決
議案第 42 号	地方独立行政法人新小山市市民病院中期目標の策定について	可決
議案第 43 号	団体営土地改良事業の施行について	可決
議案第 44 号	団体営土地改良事業の施行について	可決
議案第 45 号	市道路線の認定、廃止について	可決
議案第 46 号	監査委員の選任について	同意
議案第 47 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意
議案第 48 号	教育委員会委員の任命について	同意
議案第 49 号	平成 24 年度小山市一般会計補正予算（第 5 号）	可決
議案第 50 号	平成 24 年度小山市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	可決
議案第 51 号	小山市国民健康保険税条例の一部改正について	可決

#### 《議員提出議案》

議案番号	議案名	結果
議第 1 号	小山市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について	可決
議第 2 号	小山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	可決
議第 3 号	小山市議会委員会条例の一部改正について	可決
議第 4 号	小山市議会会議規則の一部改正について	可決

## 《主な議案の内容》

### 議案第 1 号 平成 25 年度小山市一般会計予算

本案については、3月7日、8日に議員18名で構成する予算審査特別委員会において、審査されました。

委員会では、委員より、債務負担行為における地域防犯灯エスコ事業について、事業内容を問う質疑があり、執行部から、市内にある約2000灯の地域防犯灯について、蛍光灯からLED電球に替えることにより電気料の削減を図るものです。エスコ事業者と委託契約を結び、初年度に事業者によりLED化を実施し、初期費用分を委託料として10年間分割で支払います。修理等の管理についても事業者が行います。試算では、現在の電気料と修繕費を合わせたコストと、LED化後の電気料との差額を比較した場合、初期費用分を10年間の分割として支払う委託料を差し引いても、10年間で約1600万円のコスト削減が図れます、との答弁がありました。

また別の委員より、歳入の市税について、法人市民税における法人数の推移及び法人市民税の減少について、問う質疑があり、執行部から、法人数減少の主な理由は、倒産、休業、解散、支店の廃止及び本店の市外への転出などがあり、平成24年4月から平成25年2月末までで198件あり、このうち倒産は8件を確認しています。一方、増加は246件あり、結果として法人数は48件増加しています。また、法人市民税が、前年度に比べ減額となる主な理由としては、法人税率が30パーセントから25.5パーセントに引き下げられたことに伴い、法人税額に14.7パーセントを乗じて算出する法人市民税についても引き下げとなるもので、景気に変動がなければ、平成25年度から減額となる見込みです、との答弁がありました。

他にも委員より歳出の消防費について、新規に配備される消防ポンプ車の時期について、問う質疑があり、執行部から、遅くとも11月・12月中、通常点検時期までには配備したいと考えています、との答弁がありました。

委員会では、他にも質疑・意見・要望等が出されましたが、原案に反対する旨の意見もありましたので、起立による採決を行なった結果、起立多数により原案を可と決しました。

本案については、3月18日の本会議最終日の採決に付され、反対討論があり、起立採決の結果、起立多数により原案とおり可決しました。

## 《予算の概要》

歳入予算額：590億2,000万円

歳出予算額：590億2,000万円

## 1. 平成25年度予算の概要

### 一般会計予算の概要

平成25年度は、小山市の将来にわたる持続的な発展を堅持するため、中間年となる「第6次小山市総合計画」に着実に取り組み、社会資本整備事業を中心とした産業・都市・教育・医療基盤の整備、子育て支援等、「人と企業を呼び込む施策」を最大限に推進するとともに安全・安心で健康的な、「豊かで活力があり、くらしやすい」まちづくり、「夢」「未来」溢れる新しい小山市を創るための予算が編成された。

一般会計の総額は、590億2千万円、前年度比5.8%の増となった。(市民病院の独立行政法人化に伴う退職手当調整金や運営費負担金・貸付金が含まれており、実質前年比0.5%増となっている。)

### 主な事業

#### ○住み続けたい安全・快適な“環境”づくり

地域防犯灯エスコ事業、浄化槽設置事業、消防庁舎建設事業、消防車両整備費、  
地域防災強化事業など

#### ○健康で安心いきいき“人生”づくり

地域生活支援事業、不妊治療費助成事業、介護予防・生活支援事業、  
緑の健康づくりの森整備事業など

#### ○まちなのにぎわいと明日の“元気”づくり

グリーンツーリズム推進事業、開運小山市共通商品券発行事業、観光振興イベント事業、  
企業誘致促進助成金交付事業など

#### ○みんなにやさしい生活の“舞台”づくり

ラムサール条約湿地登録渡良瀬遊水地の賢明な活用推進事業、バス交通整備事業、太陽  
光発電システム設置事業、交通バリアフリー化推進事業、  
小山駅西口周辺地区街なか居住推進事業、白鷗大学野球場貸付用地整備推進事業など

#### ○豊かなところと文化を育む“ひと”づくり

子ども・子育て支援新制度事業、放課後児童健全育成事業、  
複式学級解消のための教員採用事業、いじめ防止推進事業、  
本場結城紬・渡良瀬遊水地体験学習支援事業、学校文化芸術体験事業など

## 2.平成25年度一般会計予算款別一覧表

(歳入)

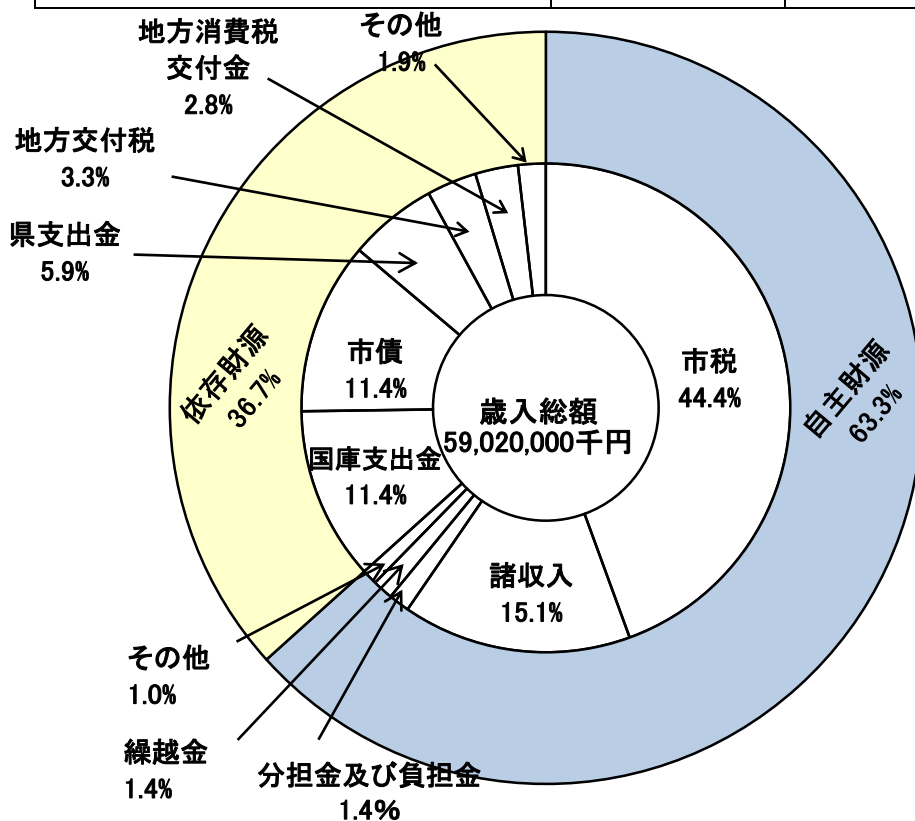
☆:自主財源

(単位:千円、%)

	款	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
☆	1 市税	26,221,436	26,563,036	△ 341,600	△ 1.3
	2 地方譲与税	620,001	650,001	△ 30,000	△ 4.6
	3 利子割交付金	60,000	70,000	△ 10,000	△ 14.3
	4 配当割交付金	45,000	50,000	△ 5,000	△ 10.0
	5 株式等譲渡所得割交付金	15,000	30,000	△ 15,000	△ 50.0
	6 地方消費税交付金	1,670,000	1,700,000	△ 30,000	△ 1.8
	7 ゴルフ場利用税交付金	27,594	26,806	788	2.9
	8 自動車取得税交付金	150,000	180,000	△ 30,000	△ 16.7
	9 地方特例交付金	130,000	150,000	△ 20,000	△ 13.3
	10 地方交付税	1,950,000	1,800,000	150,000	8.3
	11 交通安全対策特別交付金	30,000	38,000	△ 8,000	△ 21.1
☆	12 分担金及び負担金	818,968	793,022	25,946	3.3
☆	13 使用料及び手数料	461,052	442,633	18,419	4.2
	14 国庫支出金	6,755,787	6,982,621	△ 226,834	△ 3.2
	15 県支出金	3,468,809	3,322,909	145,900	4.4
☆	16 財産収入	58,925	65,487	△ 6,562	△ 10.0
☆	17 寄付金	10	2,009	△ 1,999	△ 99.5
☆	18 繰入金	79,816	99,651	△ 19,835	△ 19.9
☆	19 繰越金	800,000	700,000	100,000	14.3
☆	20 諸収入	8,936,402	6,107,025	2,829,377	46.3
☆	21 市債	6,721,200	5,996,800	724,400	12.1
	歳入合計	59,020,000	55,770,000	3,250,000	5.8

(☆は自主財源を示します。)

自主財源	37,376,609	34,772,863	2,603,746	7.5
依存財源	21,643,391	20,997,137	646,254	3.1



【自主財源】

市税や繰入金など市が独自に調達できるお金

【依存財源】

地方交付税や国庫支出金など、国や県から交付されるお金

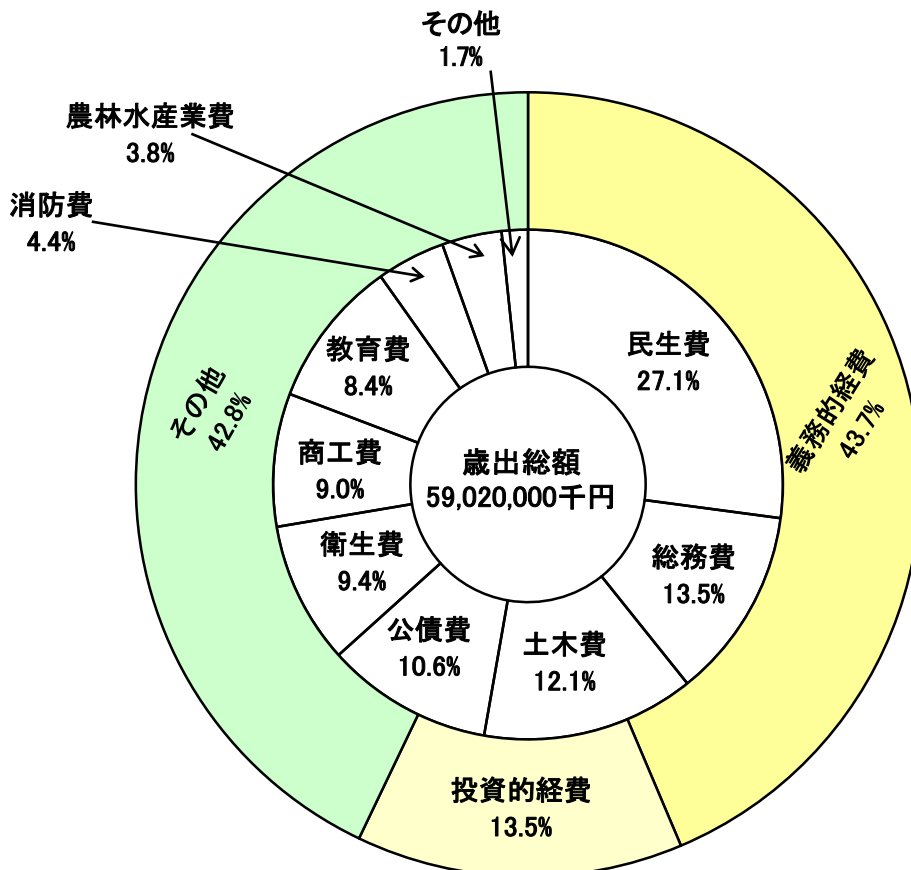


(歳出)

(単位:千円、%)

款	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
1 議会費	482,152	465,364	16,788	3.6
2 総務費	7,972,355	6,554,006	1,418,349	21.6
3 民生費	16,000,926	15,544,481	456,445	2.9
4 衛生費	5,556,017	4,588,282	967,735	21.1
5 労働費	468,782	545,846	△ 77,064	△ 14.1
6 農林水産業費	2,238,634	1,759,049	479,585	27.3
7 商工費	5,313,764	5,039,506	274,258	5.4
8 土木費	7,165,786	7,835,814	△ 670,028	△ 8.6
9 消防費	2,569,492	3,302,453	△ 732,961	△ 22.2
10 教育費	4,980,941	5,012,831	△ 31,890	△ 0.6
11 災害復旧費	5	5	0	0.0
12 公債費	6,241,144	5,092,361	1,148,783	22.6
13 諸支出金	2	2	0	0.0
14 予備費	30,000	30,000	0	0.0
歳出合計	59,020,000	55,770,000	3,250,000	5.8

義務的経費	25,746,987	24,236,262	1510725	6.2
投資的経費	7,948,817	8,858,382	△ 909565	△ 10.3
その他	25,324,196	22,675,356	2648840	11.7



## 【義務的経費】

支出が義務付けられている人件費、扶助費、公債費の経費

## 【投資的経費】

施設の建設など将来に残るものに支出する経費

【参考】平成25年度予算総括表

(単位:千円, %)

会 計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率	
一 般 会 計	59,020,000	55,770,000	3,250,000	5.8	
特別会計	国民健康保険(事業勘定)	16,775,400	15,814,100	961,300	6.1
	介護保険	8,621,900	8,310,400	311,500	3.7
	後期高齢者医療	1,352,600	1,303,500	49,100	3.8
	病院事業債管理事業	455,000	0	455,000	新設
	墓園やすらぎの森事業	111,400	52,000	59,400	114.2
	与良川水系湛水防除事業	40,100	32,200	7,900	24.5
	農業集落排水処理事業	543,300	667,700	△ 124,400	△ 18.6
	小山第四工業団地造成事業	309,100	0	309,100	新設
	公共用地先行取得事業	190,100	369,200	△ 179,100	△ 48.5
	公共下水道事業	4,819,000	4,780,000	39,000	0.8
小 計	33,217,900	31,329,100	1,888,800	6.0	
合 計	92,237,900	87,099,100	5,138,800	5.9	

(公營企業會計)

(單位:千  
円、%)

會計	區分	本年度預算額	前年度預算額	增減額	增減率
水道事業	收益的收入	2,713,847	2,921,200	△ 207,353	△ 7.1
	收益的支出	2,366,274	2,413,261	△ 46,987	△ 1.9
	資本的收入	111,164	113,100	△ 1,936	△ 1.7
	資本的支出	938,884	1,075,761	△ 136,877	△ 12.7
病院事業	收益的收入	0	5,663,000	△ 5,663,000	廢止
	收益的支出	0	5,663,000	△ 5,663,000	廢止
	資本的收入	0	266,667	△ 266,667	廢止
	資本的支出	0	336,638	△ 336,638	廢止

## 議案第 35 号 小山市国民健康保険税条例の一部改正について

本案の内容は、国民健康保険税の税率を改定することにより財源を確保し、今後の国民健康保険の健全な事業運営を図るため、条例を改正するものです。

本案は、3月1日に議員7名で構成する民生消防常任委員会において審査されました。

委員会では、委員から、本案に関連して、低所得者に対する保険税の軽減措置等について質疑があり、執行部から、低所得者に対しては、平成22年度まで所得割の6割または4割を軽減するものでしたが、平成23年度以降は7割、5割、2割に変更となっています。また、会社の人員整理で解雇されたなど非自発的な離職者に対しての軽減制度も平成22年度から始まっています。このほかにも減免制度があり、急激に収入の減った方や災害に遭った方など保険税の負担が困難な場合に対応しています、との答弁がありました。

また、別の委員から、税率改正は7年ぶりだが、また何年か後には上がることは考えられるか、今後の見通しについて問う質疑があり、執行部から、今後については国保運営協議会の中で定期的に検討をしながら対応を図っていきます、との答弁がありました。

本案については、他にも徴収の民間委託や、外国人への制度説明についての質疑等がありましたが、執行部の説明、答弁を了とし、原案を可と決しました。

本案については、3月18日の本会議最終日の採決に付され、反対討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案どおり可決しました。

## 議案第 41 号 小山市水道事業給水条例の一部改正について

本案の内容は、水道事業の効率的な事業運営に努めてきた結果、水道料金の引き下げが可能なことから、水道料金の改定をするとともに、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による水道法の改正に伴い、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事並びにその業務を行う者及び水道技術管理者の資格基準を定めることに伴い、条例を改正するものです。

本案は、3月5日に議員8名で構成する建設水道常任委員会において審査されました。

委員から、水道料金の隔月徴収について市の考え等を問う質疑があり、執行部から、事務経費の節減の成果として、料金引き下げを実施できました。県内14市中9市が隔月検針、隔月徴収を実施している中で、さらなる経費節減を図るという意味で市民の理解を賜りたいと考えています、との答弁がありました。委員会では他にも委員から質疑がありましたが、執行部の説明、答弁を了とし、原案を可と決しました。

本案については、3月18日の本会議最終日の採決に付され、全会一致で原案どおり可決しました。

### 《参考》 一般家庭用水道料金 新旧比較表 (消費税抜き)

区別	現行料金		改定料金	
	水量	単価	水量	単価
基本料金	8 m <sup>3</sup>	1200円	0 m <sup>3</sup>	880円
従量料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	8 m <sup>3</sup> を 超える分	160円	8 m <sup>3</sup> までの分	20円
			8 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> までの分	150円
			20 m <sup>3</sup> を超える分	160円

## 議第1号 小山市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

地方自治法の改正に伴い、「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改めるなど、所要の改正を図るとともに、財政負担の軽減を図るよう、交付額の減額措置（80万円→50万円）を継続して実施するため、条例を制定するものです。

本案については、政務活動費等検討委員会及び議員全員協議会等で協議した後提案されたものであり、本会議では、特に質疑もなく、委員会付託を省略し、議案提出のあった2月20日の本会議初日に採決に付され、全会一致で原案どおり可決しました。

（主な使途項目：研究研修費ほか調査活動費など）

《政務調査費（活動費）》

平成20年度	平成21～22年度	平成23～26年度
80万円	64万円	50万円

## 議第2号 小山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

現在の厳しい社会情勢及び財政状況を鑑み、引き続き市議会自らも率先して財政負担の軽減を図るために、条例を改正するもの。（5%減額）

本案については、政務活動費等検討委員会及び議員全員協議会等で協議した後提案されたものであり、本会議では、特に質疑もなく、委員会付託を省略し、議案提出のあった2月20日の本会議初日に採決に付され、全会一致で原案どおり可決しました。

《議員報酬》

区分	平成10～22年度	平成23～26年度
議長	60万円	57万円
副議長	54万円	51万3千円
議員	51万円	48万4千5百円

### 【議 会 日 誌】

【2月】		【3月】		【4月】	
1日	教育経済常任委員協議会給食調査	1日	民生消防常任委員会	1日	議会運営委員会/市議会臨時会
5日	議員説明会	4日	教育経済常任委員会	5日	議員説明会/議員全員協議会
14日	政務活動費等検討委員会/ 議員全員協議会/議会運営委員会/ 議員説明会/議会報告会運営委員会	5日	建設水道常任委員会	9日	議会運営委員会/ 議員全員協議会/市議会臨時会
		6日	総務常任委員会		
		7日	予算審査特別委員会	19日	議会広報委員会
		8日	予算審査特別委員会	30日	議会報告会運営委員会
20日	議会運営委員会	14日	議員説明会/議会運営委員会/ 会派代表者会議	【5月】	
2月20日～3月18日 市議会定例会				9日	定例懇談会
25日	議会広報委員会	18日	議員説明会	13日	議員説明会/議会報告会全体会/ 議会報告会班会議
26日	議会報告会運営委員会	21日	小山市民病院整備対策特別委員 会/議員説明会	15日	議会運営委員会
27日	会派代表者会議				

## (2)平成 25 年第 2・3 回市議会臨時会の審議内容

### 《平成 25 年第 2 回市議会臨時会の概要》

平成 25 年第 2 回臨時会は 4 月 1 日に開催されました。本議会には地方独立行政法人新小山市市民病院中期計画の認可に関する議案が上程され、原案どおり全会一致で可決されました。

#### 提出議案及び議決結果

議案番号	議案名	結果
議案第 52 号	地方独立行政法人新小山市市民病院中期計画の認可について	可決

#### 《議案の内容》

4月1日付け地方独立行政法人新小山市市民病院の中期計画について、地方独立行政法人法第26条第1項の規定による許可申請があったため、認可することについて同法第83条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。

### 《平成 25 年第 3 回市議会臨時会の概要》

平成 25 年第 3 回臨時会は 4 月 9 日に開催されました。本議会には平成 25 年度小山市一般会計補正予算(第 1 号)が上程されました。本案については、質疑の後、討論が行われ、行政側の対応の不備や市民への説明の不足などから議案に反対する討論がある一方、裁判所の司法判断を真摯に受け止めるべきことから議案に賛成する討論もあり、起立採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しました。

#### 提出議案及び議決結果

議案番号	議案名	結果
議案第 53 号	平成 25 年度小山市一般会計補正予算(第 1 号)	可決

#### 《議案の内容》

小山広域保健衛生組合が宮城県の株式会社県南衛生工業と争っているコンポスト搬出命令申立事件に関連して、小山市の負担額 34 億 1,524 万 5 千円のうち、組合の基金を差し引き、14 億 3,680 万円の予算を補正するもの。

当初予算額：590 億 2,000 万円

補正予算額：14 億 3,680 万円

補正後予算総額：604 億 5,680 万円

#### 《参考》コンポスト搬出命令申立事件について議会内の経緯

平成 24 年 3 月 16 日	《議員全員協議会》コンポスト搬出命令申立事件の内容を説明
平成 25 年 3 月 18 日	《議員説明会》コンポスト搬出命令申立事件の審尋経過を説明
平成 25 年 4 月 5 日	《議員説明会》仙台地方裁判所の決定を説明 《議員全員協議会》内容協議
平成 25 年 4 月 5 日	市長より臨時議会の招集通知
平成 25 年 4 月 9 日	《議員全員協議会》内容協議 《市議会臨時会》議案第 53 号を議決

市民の皆様へ

小山広域保健衛生組合の訴訟問題について

小山広域保健衛生組合(以下「組合」)は、  
小山市・下野市・野木町・上三川町の家庭  
等から排出されるごみや、し尿等を共同処  
理する一部事務組合です。

この度の小山広域保健衛生組合の栃県  
南衛生工業(宮城県)におけるコンポスト  
(焼却灰を使用し作った肥料)搬出に関す  
る訴訟問題及び小山市をきむ構成2市2  
町の負担金の支払いについては、新聞等で  
報道され市民の皆様にはご心配をおかけ  
しておられます。

この件に関して、これまでの経緯と、今  
後の対応について、ご説明いたします。

コンポスト搬出と

損害賠償についての裁判の経緯

本裁判は、平成3年11月27日に焼却灰を  
原料としてコンポストを生産する「一般  
廃棄物処理委託契約」に準じていたもので  
す。

契約以前は福井県内の焼却灰の最終処  
分場(委託)にありましたが、平成2年に  
地元住民の反対運動により輸入ができな  
く、組合では最終処分場の確保が急務  
となっておりました。

そこで(有限)南衛生工業が、安価に処理で  
きることを提案してきたもので、組合はこ  
みの焼却業務を停止させることは出来な  
いという使命感に欠け、平成4年4月1日  
から平成19年3月31日まで15年間の委託  
期間で同社と平成3年11月27日に契約し  
ました。

契約書第16条には、生成されたコンポス  
トの所有権権として「搬入された数量と同

同じ数量を無償で県南の処理場にて引き  
渡す。組合の所有物となる」と規定されて  
いました。

組合は、原料基準値内の焼却灰を搬出し  
ていましたが、平成16年8月の同社への独  
立行政法人使料検査所仙台事務所の立  
ち入り検査において、コンポストから基準  
値を超える重金属が検出されたため搬出  
を停止いたしました。

その後12月、同社に、宮城県から産業廃  
棄物として適切に保管するよう改善命令  
が出されると、同社は組合に対してコンポ  
ストの搬出を求める調停を仙台地方裁判  
所に申し立てましたが不調となり、同社は  
平成17年6月組合に対してコンポストの  
搬出と損害賠償金の支払いの訴訟を仙台  
地裁に起こしました。

組合では、①契約書第15条にはコンポス  
トの引取義務を定めていないこと、②基準  
値内の焼却灰を搬出していたこと、③コン  
ポストとして処理が済んでいない部分も  
あることなどを主張いたしました。2番  
となる仙台高等裁判所は平成23年7月29  
日に、組合に対しコンポストの搬出と損害  
金の支払いを命じる判決を下しました(最  
高裁判所への上告棄却により確定)。

コンポストの搬出についての争い

(代替執行申立事件)

同社はその判決に強制執行権が付与され  
たことから、仙台地裁に、平成23年8月  
9日、コンポスト搬出命令を、同18日組  
合への費用の支払い命令を申し立て(代  
替執行申立事件)しました。この審判期日は、  
平成23年9月27日から本年3月6日まで、

仙台地裁において14回開催されました。

担当裁判官は、昨年3月22日の第6回審  
尋まで、組合の主張を認め、処理処分は  
組合の責任で行うものであり、同社に認め  
られるのは、搬出までであるとしていまし  
ました。しかし、4月の人事異動により担当裁  
判官が交代となった後、第7回以降の審尋  
においては、一転、これまでの裁判官とは  
異なり、搬出には処理処分までをきめると  
の考え方が示されたことなど、同社は自社に  
よる代替執行を強硬に要求してまいりま  
した。

そして、仙台地裁は平成25年3月29日  
に、同社にコンポストの処理処分を含む搬  
出ができるという決定とし、組合に対して、  
その費用として47億円の支払いを命じる  
という決定を下しました。

今後の対応について

既に、組合では決定を不服とし執行抗  
告(裁判所の執行処分に対する不服申し立  
て)の手続きを行っております。

しかし決定により、組合には搬出費用  
47億円の支払い義務が生じており、差し押

さえがなされると、組合のごみ処理や他の  
業務にも影響を及ぼし、市民生活に重大な  
支障をきたすことが予想されるため、構成  
市町も分担して負担金の支払いを行う必要  
が生じました。

小山市の負担金支払い額は、組合の  
決定した分担率により、47億円のうち  
34億千5百25万5千円で、組合の基金を  
差し引き14億3千6百80万円を負担する  
補正予算が平成25年4月9日に小山市臨  
時議会において、議決されました。

財政状況の厳しい中で、このような金  
額を支払わなければならないことは、誠  
に遺憾であり、二度とこのようないことが  
あつてはならないと考えております。

契約担当部署を設けるとともに、業者  
選定に当たり評価制度を採用するなど、  
廃棄物の適正な処理処分を進めてまいり  
ます。

問い合わせ先

小山広域保健衛生組合総務課

環境課

☎ 22809  
☎ 22809  
☎ 9281

【これまでの経緯】

H3.11.27	栃県南衛生工業と廃棄物処理委託契約を締結
H4.4.1	廃棄物搬出開始
H15.8.16	コンポストから基準値超の重金属検出
H15.8.21	廃棄物搬出を停止
H17.6.27	栃県南衛生工業が組合を仙台地裁に提訴
H21.2.24	仙台地裁判決(組合は搬出せよ。損害賠償5億1,635万7,801円)
H23.7.29	仙台高裁判決(組合は搬出せよ。損害賠償2億723万9,876円)
H23.8.9	栃県南衛生工業が仙台地裁にコンポスト搬出命令申立
H23.8.10	組合が最高裁に上告
H23.8.18	栃県南衛生工業が仙台地裁に代替執行費用支払命令申立(代替執行申立事件)
H23.9.27 ~ H24.3.2	仙台地裁において第1回~第6回審尋(処理処分は組合の責任で行うの心証)
H24.3.2	最高裁への上告棄却
H24.4.1	担当裁判官交代
H24.5.28 ~ H25.3.8	仙台地裁において第7回~第14回審尋(搬出には処理処分も含まれるの心証)
H25.3.29	仙台地裁決定(H25.4.1 組合に正本到達)

~~~~~ x € ~~~~~